

第1 基本的な考え方		第3 球磨湖におけるレジャー活動の長期的な目標																																									
1 計画の主旨 琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関する施策の総合的な推進を図るため、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関する長期的な目標、基本となる方針、施策の方向その他の重要事項を定めるものです	2 計画の位置づけ 計画は、「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」第6条に基づき策定する琵琶湖におけるレジャー利用の適正化のための指針です	1 球磨湖におけるレジャー利用のあり方 ○琵琶湖の環境にできる限り負荷がかからず、次世代に継承できるような利用であること ○地域住民の生活と生業にできる限り支障を及ぼさない利用であること ○琵琶湖の有する豊かで安らぎを与える素晴らしい価値を理解したうえでの利用であること																																									
3 計画期間 令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの5年間	2 計画の基本理念 琵琶湖と人とのより良い共生関係の形成	3 計画の目標 琵琶湖と共生するレジャースタイルの確立																																									
第2 球磨湖におけるレジャー利用の現状		第4 施策の基本方針																																									
<p>プレジャーボート航行に関する苦情件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H15</td><td>117</td></tr> <tr><td>H16</td><td>59</td></tr> <tr><td>H17</td><td>60</td></tr> <tr><td>H18</td><td>35</td></tr> <tr><td>H19</td><td>33</td></tr> <tr><td>H20</td><td>19</td></tr> <tr><td>H21</td><td>24</td></tr> <tr><td>H22</td><td>22</td></tr> <tr><td>H23</td><td>21</td></tr> <tr><td>H24</td><td>14</td></tr> <tr><td>H25</td><td>12</td></tr> <tr><td>H26</td><td>11</td></tr> <tr><td>H27</td><td>14</td></tr> <tr><td>H28</td><td>21</td></tr> <tr><td>H29</td><td>9</td></tr> <tr><td>R1</td><td>11</td></tr> <tr><td>R2</td><td>15</td></tr> <tr><td>R3</td><td>20</td></tr> <tr><td>R4</td><td>18</td></tr> <tr><td>R5</td><td>12</td></tr> </tbody> </table> <p>近江舞子・北比良(大津市)</p>	年度	件数	H15	117	H16	59	H17	60	H18	35	H19	33	H20	19	H21	24	H22	22	H23	21	H24	14	H25	12	H26	11	H27	14	H28	21	H29	9	R1	11	R2	15	R3	20	R4	18	R5	12	1 球磨湖のレジャー利用に伴う環境負荷の低減を目指します 2 球磨湖において、秩序ある適正なレジャー活動を推進します 3 広報広聴活動や調査研究など施策を多面的・総合的に推進します
年度	件数																																										
H15	117																																										
H16	59																																										
H17	60																																										
H18	35																																										
H19	33																																										
H20	19																																										
H21	24																																										
H22	22																																										
H23	21																																										
H24	14																																										
H25	12																																										
H26	11																																										
H27	14																																										
H28	21																																										
H29	9																																										
R1	11																																										
R2	15																																										
R3	20																																										
R4	18																																										
R5	12																																										
第5 施策展開の基本方向																																											
<p>1 球磨湖のレジャー利用に伴う環境負荷の低減のための施策</p> <p>(1) プレジャーボートの航行規制の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 航行規制水域の適切な設定 <ul style="list-style-type: none"> (イ) 増殖場および養殖場における水産動物の生育環境の保全 (ウ) 水鳥の生育環境の保全 (エ) レジャー利用者に係る良好な利用環境の確保 (オ) 利用環境の検討 (カ) 航行規制遵守の徹底 (キ) 改造艇等の航行禁止 (ケ) 不要な空ぶかしの禁止 (ケ) 指導監視体制の強化 <p>(2) 環境対策型エンジンへの確実な転換</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 従来型2サイクルエンジンの使用禁止の徹底 (イ) 適合証表示制度の徹底 (ウ) 指定保管業者等の協力による環境対策型エンジンへの確実な転換 <p>(3) 外来魚のリリース禁止等の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 外来魚の防除の推進 (イ) 釣り人等への普及啓発 <p>(4) ローカルルール等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 地域住民等による組織づくりへの支援 (イ) ローカルルール策定への支援等 (ウ) 利用者のマナーの向上 (エ) ごみの投棄、放置対策 <p>2 程度ある適正なレジャー利用の促進のための施策</p> <p>(1) 湖岸の適正利用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例等による規制 (イ) 湖岸施設の管理規定等による規制 (ウ) 球磨湖のヨシ群落の保全に関する条例等による規制 <p>(2) 安全なレジャー活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 琵琶湖等水上安全条例等による規制 	<p>1 球磨湖のレジャー利用に伴う環境負荷の低減のための施策</p> <p>(1) プレジャーボートの航行規制の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 航行規制水域の適切な設定 <ul style="list-style-type: none"> (イ) 増殖場および養殖場における水産動物の生育環境の保全 (ウ) 水鳥の生育環境の保全 (エ) レジャー利用者に係る良好な利用環境の確保 (オ) 利用環境の検討 (カ) 航行規制遵守の徹底 (キ) 改造艇等の航行禁止 (ケ) 不要な空ぶかしの禁止 (ケ) 指導監視体制の強化 <p>(2) 環境対策型エンジンへの確実な転換</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 従来型2サイクルエンジンの使用禁止の徹底 (イ) 適合証表示制度の徹底 (ウ) 指定保管業者等の協力による環境対策型エンジンへの確実な転換 <p>(3) 外来魚のリリース禁止等の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 外来魚の防除の推進 (イ) 釣り人等への普及啓発 <p>(4) ローカルルール等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 地域住民等による組織づくりへの支援 (イ) ローカルルール策定への支援等 (ウ) 利用者のマナーの向上 (エ) ごみの投棄、放置対策 <p>3 施策の総合的な推進</p> <p>(1) 計画の進捗管理</p> <p>(2) 球磨湖のレジャー利用と球磨湖との望ましい関係構築に向けた検討</p> <p>(3) 広報広聴活動の推進</p> <p>(4) 調査研究の推進</p> <p>(5) 施策の推進体制</p> 																																										